

伊平屋村地域包括支援センター

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

伊 平 屋 村

（令和8年9月作成）

## 1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

伊平屋村地域包括支援センター(以下、「センター」という。)は、利用者やセンターの職員(以下「利用者等」という。)の安全を確保するため、感染症の予防及びまん延防止に関する必要な措置を講じるものとする。

## 2 センター内の組織に関する事項

### (1) 感染症対策委員会の設置

センター内での感染症を未然に防止するとともに、発生時の対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

### (2) 感染症対策委員会の委員構成

感染症対策委員会は、管理者(福祉保健課長)、センター職員、その他関係者により構成する。なお、委員長は、管理者が務める。(「福祉保健課・社協・とらず園三者協議会」や「役場安全衛生委員会」等と一体的・効率的に運営を行う。)

### (3) 感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会を定期的(おおむね6ヶ月に1回以上)に開催する。

### (4) 感染症対策委員会の検討事項

- ① 感染症対策のための情報収集、整理、職員への周知に関すること
- ② 感染症対策のための指針、マニュアル(BCP 等)等の整備に関すること
- ③ 感染症対策のための研修、訓練の内容に関すること
- ④ 感染症発生時の対応と報告に関すること

## 3 平常時の対策

センターは、利用者等の健康と安全を守るため次の対策を行う。

### (1) 標準的な感染予防

職員は、感染症に関する情報を適宜収集し、最新の知見に基づいた感染予防に努める。また、日常的な手洗い、手指消毒、うがい等を心がけ、必要に応じたマスクの着用など基本的な感染対策を行い、体調不良時は速やかに受診するなど健康管理に努める。

### (2) センター内の衛生管理

職員は、日頃からセンター内の整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

### (3) 利用者の健康管理

職員は、利用者の健康状態の把握に努め、感染が疑われる場合は速やかに家族、主治医、関係するサービス事業所等へ連絡し、必要に応じて医療機関の受診を勧める。

## 4 発生時の対応

感染症が発生した場合、または発生の疑いがある場合、センターは利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

### (1) 発生状況の把握、情報共有、報告

- ① 職員は、感染症の発生や疑いがある場合、状況を速やかに把握し、管理者に報告する。
- ② 管理者は、発生内容を記録し、センター内で情報を共有する。
- ③ 利用者に関わる場合は、本人及び家族に状況を説明し、報告する。
- ④ 村へは報告を行うとともに、状況に応じて保健所や主治医等へ相談し、今後の対応方針の確認を行う。

### (2) 関係機関との連携

- ① 医療機関、介護サービス事業所等と連携し、利用者の療養や支援体制を調整する。
- ② 村、保健所、医療機関等と連携し、必要な対応を行う。
- ③ 感染拡大時は、地域の介護支援専門員や関係機関との連絡調整を強化する。

### (3) 感染拡大の防止

- ① 職員は標準的な感染予防を徹底する。
- ② センター内の共用部分(机、電話機等)の定期的な消毒を実施する。
- ③ 職員に体調不良時は出勤を控え、必要に応じて速やかに医療機関を受診する。
- ④ 必要に応じて外部者の出入り制限や会議のオンライン化を行う。

### (4) サービス提供の検討

- ① 利用者の状態に応じて、訪問や通所サービスの一時中止、提供方法の変更(電話・オンラインによる安否確認等)を検討する。
- ② やむを得ず訪問する場合は、適切に個人防護具を着用する。
- ③ サービス縮小や中止に伴う影響に配慮し、代替手段や他機関との調整を行う。

## 5 本指針の閲覧に関する事項

本指針は、常時閲覧可能とするため、ホームページ上に公表する。